

医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件(案)について
(概要)

令和5年4月
厚生労働省
医政局地域医療計画課

1. 改正の背景

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の3第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）を定めることとされており、法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療計画を定めることとされている。
- 令和5年度に、各都道府県において、第8次医療計画（令和6～令和11年度）の策定が行われることに先立ち、令和3年6月より「第8次医療計画等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、そのとりまとめを踏まえて、令和5年3月に基本指針の一部改正を行った。
 - ※ 第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ
<https://www.mhlw.go.jp/content/001032133.pdf>
- 一方、その記載事項の一つである「新興感染症発生・まん延時における医療」については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正感染症法」という。）の内容も踏まえる必要があることから、上記とりまとめとは別途検討を行い、令和5年3月に検討会の意見のとりまとめ（新興感染症発生・まん延時における医療）を行った（※）。
 - ※ 第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ（新興感染症発生・まん延時における医療）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001075578.pdf>
 - ※ この他、「社会保障審議会医療部会」、「厚生科学審議会感染症部会」等において議論を実施。
- 本告示案は、検討会の意見のとりまとめ（新興感染症発生・まん延時における医療）等を踏まえ、基本方針の一部を改正するものである。

2. 改正の内容

- 検討会の意見のとりまとめ（新興感染症発生・まん延時における医療）を

踏まえ、以下の改正を行う。

新興感染症発生・まん延時における医療については、

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の規定による、入院、外来診療、自宅療養者等への医療の提供等、後方支援及び医療人材派遣に関する機能があるものとする
- ・ 感染症の発生・まん延時に、速やかに、感染症医療以外の通常医療との両立を図りつつ、機動的に入院等の医療提供体制が確保できるよう、平時から地域における医療機関の機能や役割を確認し、それに応じた内容の医療措置協定を締結することを通じて、医療機関間で連携しながら、役割分担や医療提供体制の確保を図ること
- ・ その際、新型コロナウイルス感染症への対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、まずは当該対応での最大規模の体制を目指すこととし、医療措置協定のほか、流行初期医療確保措置や公的医療機関等に対する医療提供の義務付け、医療措置協定締結の協議の過程での都道府県医療審議会等への意見聴取等により、平時から対応準備を進めることで実効性を確保していくこと
- ・ 新興感染症発生以降は、
 - ① まずは、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応し、国はその知見を含む国内外の最新の知見等について収集・周知を行いながら対応し、
 - ② 新興感染症発生の公表後の流行初期の一定期間には、感染症指定医療機関が流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定に基づく対応も含め、引き続き対応を行い、国は国内外の最新の知見等の更新・収集・周知や感染症対策物資等の確保に努めるとともに、各都道府県知事による判断に基づき流行初期医療確保措置の対象となる医療協定を締結した医療機関を中心に対応し、
 - ③ 一定期間経過後は、当該医療機関に加え、その他の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（新興感染症に対応可能な民間医療機関を含む。）も中心となった対応とし、
 - ④ その後 3 か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していくことを一連の対応とすること
- ・ 新興感染症の特性や対応方法を含めた最新の知見の収集状況、感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる場合は、国においてその判断を行い、国の判断を踏まえ、機動的に当該感染症への対応を行

うこと

- ・ 国及び都道府県は、医療措置協定の締結状況や履行状況等について、患者による医療に関する選択に資することにも留意しながら、報告・公表・周知すること
 - ・ 感染症対応人材の育成は重要であり、最新の科学的知見に基づく適切な知識を医療従事者が取得できるよう、医療機関向けの講習会等を実施する等の取組を通じて、感染症対応能力の強化を図ること
 - ・ 新興感染症対応においても、感染状況に応じ段階的に計画を立て対応してきた、新型コロナウイルス感染症対応と同様の考え方に沿って対応して行くことを想定する。
 - ・ 公的医療機関等の役割について、感染症に係る医療の提供の義務に係る通知を踏まえる必要があること
 - ・ 医療計画や関係する施策を定める場合には、感染症法第9条第1項に規定する基本指針や感染症法第10条第1項に規定する予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第1項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図るとともに、地域の実情に応じて、地域で連携した感染症対応を行うことができるように、感染症法第10条の2第1項に規定する都道府県連携協議会を必要に応じて活用すること
- 等を追加する。

○ その他所要の時点修正、文言の適正化等を行う。

3. 根拠条項

○ 法第30条の3第1項

4. 今後の予定

○ 告示日：令和5年5月下旬（予定）

○ 適用期日：令和6年4月1日